平成２２年（フ）第６０５号
茨城県笠間市吉岡242番地１　仲田住宅Ｃ－８
債務者　渡邉　和子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１８号
茨城県土浦市烏山５丁目2186番地７
債務者　菊地　寿江
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２０号
茨城県小美玉市羽鳥2381番地25
債務者　會田　　学
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２７号
茨城県土浦市小松３丁目８番３号岡野住宅７号棟
債務者　相原　　進
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４７号
茨城県つくば市今鹿島1771番地２
債務者　蛯澤　　誠
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５０号
茨城県石岡市高浜546番地プリムローズ105
債務者　大貫　浩行
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７号
茨城県結城市大字今宿1256番地
債務者　白土よしい
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０４号
千葉県いすみ市岬町和泉2910番地６
債務者　磯　　スミ
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
千葉県茂原市新小轡316番地７サンハイツディズニーⅡ105
債務者　齊藤　則子（旧姓上村）
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
千葉県茂原市八千代３丁目３番地６アイディーコート茂原102号
債務者　大竹　利一
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
石川県白山市部入道町ト21番地３　ボヌールＫＴ303号室、従前の住所石川県白山市深瀬新町38番地
債務者　岡田　茂之
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４９４号
金沢市緑が丘19番26号　緑が丘ハイツ103号、申立時の住所金沢市石引４丁目３番５号　医療法人財団松原愛育会松原病院
債務者　吉岡　忠士
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４３０号
山梨県甲府市里吉１丁目11番11号アクリルメイト501
債務者　古屋　志保
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
山梨県甲府市大里町1415番地１―16
債務者　伊藤　幸一
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
山梨県甲府市下河原町３番30―27号
債務者　笹本　照人
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
山梨県笛吹市一宮町東原328番地31
債務者　石原　涼子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
静岡県下田市大賀茂1432番地の９　コーポスグロ２Ｆ
債務者　阿野　拓也
１　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所下田支部